

○神戸女学院大学大学院学則

1965年4月1日

理事会制定

第1章 総則

第1条 本大学院は、キリスト教精神に基づく学部の教育の基礎の上に、専門の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化と科学の進展に寄与することを目的とする。

第2条 本大学院は、「神戸女学院大学大学院」と称し、兵庫県西宮市岡田山4番1号に置く。

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

5 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年と後期3年の課程に分け、前期2年を修士課程として取り扱う。

第4条 本大学院に文学研究科、人間科学研究科及び音楽研究科を置き、専攻、課程及び学生の定員は、次のとおりとする。

文学研究科	入学定員	収容定員
英文学専攻		
博士前期課程	13名	26名
博士後期課程	2名	6名
比較文化学専攻		
博士前期課程	5名	10名
博士後期課程	2名	6名

人間科学研究科	入学定員	収容定員
人間科学専攻		
博士前期課程	10名	20名
博士後期課程	2名	6名

音楽研究科	入学定員	収容定員
音楽芸術表現専攻 修士課程	7名	14名

第5条 各専攻及び各分野における人材養成上の目的と教育目標は次のとおりとする。

1 文学研究科

本研究科に(1)英文学専攻、(2)比較文化学専攻の2専攻を置き、それぞれに博士前期課程・博士後期課程を置く。各専攻ではそれぞれ次のような教育研究を行う。

(1)英文学専攻は、英語学、英文学、通訳・翻訳及びグローバル・スタディーズの4つのコースを置き、それぞれ英語学・言語学の基礎理論及び方法論、文学作品の背景にある思想・歴史・文化の研究及び批評、通訳・翻訳の理論・技術及びそれに必要な専門領域の知識及び国際社会における諸問題の性質及び対策に関する理論及び応用を研究することを目的とし、英語の知識・応用・実践の高度専門職業人及び研究者を養成する。

(2)比較文化学専攻は、哲学・美学・思想・教育、歴史学、文学及び社会学の4つの分野をふまえて、文化・思想・宗教・伝統・習俗・歴史・芸術その他の視点から、日本、東洋、西洋を比較研究することを目的とし、現代人に求められる比較文化学的な思索と判断力の基礎的な研究の場を提供する。

2 人間科学研究科

A 博士前期課程

本研究科の博士前期課程は人間科学専攻の1専攻とし、①臨床心理学、②人間行動学、③環境科学、④健康科学の相互に関連した4つの専門分野を置き、個々の分野の研究を深化させるとともに、相互に有機的関連を保ちつつ教育・研究を展開することを目指す。4つの専門分野ではそれぞれ次のような教育・研究を行う。

①臨床心理学

臨床心理学的支援の実習と研究を行い、人間の本質、人格とその発達、社会における人間の在り方と、教育・産業・医療・福祉との連携など現代社会が必要とする知識を探求する。また、「臨床心理士」受験資格に伴う養成課程（第1種）を兼ねる。

②人間行動学

人間の認識や行動の基本的特徴を理解するとともに、脳と心の働きや人間の発達、現代社会における対人関係や文化現象、さらに情報化社会における人間と機械の関係などについて教育・研究を行う。

③環境科学

人間活動によって大きく影響を受けた環境のみならず、人間の手が比較的入っていない環境、さらには人工的自然や都市近郊の自然などを対象として環境汚染に関する諸問題を中心に教育・研究を行う。

④健康科学

人間の身体的、精神的及び社会的な健康状態が相互に密接に関連しているとの観点に立ち、生活習慣を含む様々な環境要因が身体の健康に及ぼす影響や心身の相関について探求する。

B 博士後期課程

本研究科の博士後期課程は人間科学専攻の1専攻とし、①臨床人間科学と②人間環境科学の2つの専門分野を置く。個々の専門分野での高度な専門知識と研究方法を身につけるとともに、総合的な学問的視点を追求することを目的として、教育・研究を行い、各分野での研究者及び指導者を育成する。

①臨床人間科学

心の働きや人間の行動、発達の多様な側面、現代社会における人々の心の健康や適応、さらに様々な文化現象などについて、多面的・実践的に研究する。

②人間環境科学

人間の諸活動における環境変化が生物個体や生態系に及ぼす影響を、環境モニタリング、エコトキシコロジー、バイオサイエンスという視点から研究する。

3 音楽研究科

本研究科は修士課程として音楽芸術表現の1専攻とし、①創造芸術、②演奏芸術の相互に関連した2つの専門分野を置く。2つの専門分野ではそれぞれ次のような教育・研究を行う。

①創造芸術

「作曲」という音楽芸術表現を研究する。「演奏」と深くかかわりながら、創造的な芸術作品創作のために必要な知識、技術を追求する。

②演奏芸術

((a)) 声楽研究領域（声楽実技）と ((b)) 器楽研究領域（管・弦・打実技）の2つを置き、「演奏」という音楽芸術表現を研究し、必要な知識、技術を習得する。「演奏」は、「作曲」と深く結びついているが単に作曲家の意図の再現行為ではなく、そこに自己をいかに顕在させるかを追求する。

((a)) 声楽研究領域

「歌う」という演奏行為を音楽化、芸術化するために、必要な知識や技術を追求する。

(b) 器楽研究領域

楽曲及び楽器に対する理解、歴史的あるいは近代的な奏法、演奏様式の変遷など、器楽演奏に必要な知識、技術を追求する。

第6条 本大学院において、研究科の課程修了の認定を得た者には、別に定める学位規程により、その課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

第2章 学年、学期及び休業日

第7条 本大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、前期終了日及び後期開始日は、教授会の議を経て年度毎に学長が別に定める。

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 春期休業 3月20日から3月31日まで
- (2) 夏期休業 7月30日から9月25日まで
- (3) 冬期休業 12月24日から翌年1月6日まで
- (4) 日曜日
- (5) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (6) 学院創立記念日 10月12日

2 前項の休業日は、研究科委員会の議を経てこれを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教職員組織

第9条 本大学院各研究科に研究科長、任用教員、委嘱教員、その他の教員を置く。

2 学長は、本大学院を代表し、院長統理のもとに校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

3 研究科長は、所属研究科を統轄する。

4 任用教員は、本大学の教授のうち、専攻分野について、相当期間にわたる研究歴又は活動歴及び格段に優れた教育上の経験又は識見を有する者であって、講義又は実技指導及び論文指導を担当する。ただし、本学の准教授、専任講師であっても、ふさわしい研究歴又は活動歴及び教育上の経験又は識見を有すると認められる者をこれにあてることができ

る。

5 委嘱教員は、本大学の教授、准教授、専任講師のうち、専攻分野について、任用教員に準ずる研究歴又は活動歴及び教育上の経験又は識見を有する者であって、講義又は実技指導を担当する。

6 第4項、第5項の教員の他、大学院を担当するにふさわしい研究歴又は活動歴及び教育上の経験又は識見を有する本学専任教員以外の者に講義又は実技指導を依頼することができる。

第10条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、各研究科に所属する任用教員をもつてこれを構成する。ただし、研究科長は審議事項の性質に鑑み、委嘱教員を研究科委員会に参加させることができる。

第11条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教育及び研究に関する事項
- (2) 研究科の教育課程に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) 研究科の諸規程の制定・改廃に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

2 研究科委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第12条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長、研究科の各専攻から選出された1名の教授、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長及び研究所長をもって構成し、学長が招集してその議長となる。

第13条 大学院委員会は、学長が次の事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べる。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) その他、学長が定める教育研究に関する重要な諮問事項
- 2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び各研究科長等、その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ意見を述べることができる。
- 3 大学院委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第14条 大学院に関する事務の執行は、大学の事務組織がこれにあたる。

第4章 教育課程

第15条 研究科の各専攻の授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

第5章 課程修了の認定及び学位

第16条 課程修了の認定については、別に定める規程による。

第17条 修士の学位を得ようとする者は、本大学院修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について文学研究科比較文化学専攻では36単位以上、文学研究科英文学専攻及び音楽研究科では32単位以上、人間科学研究科では30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、文学研究科では修士論文又は修士課題研究の審査及び最終試験、人間科学研究科では修士論文の審査及び最終試験、音楽研究科では①修士作品及び最終試験、又は修士演奏及び最終試験或いは、②修士作品及び修士作品に関する論文（以下修士副論文という）、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文（以下修士副論文という）の審査に合格しなくてはならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院修士課程又は博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士の学位を得ようとする者は、本大学院博士後期課程に3年以上在学し、文学研究科では12単位、人間科学研究科では4単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第18条 学位論文、最終試験及び学位授与については、別に定める規程による。

第6章 教職課程

第19条 本大学院において、教育職員免許状（中学校専修及び高等学校専修）を取得しようとする者は、各研究科の授業科目中から教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

第20条 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類	
文学研究科	英文学専攻	中学校専修（英語）	高等学校専修（英語）
文学研究科	比較文化学専攻	中学校専修（社会）	高等学校専修（地理歴史）
文学研究科	比較文化学専攻	中学校専修（国語）	高等学校専修（国語）
音楽研究科	音楽芸術表現専攻	中学校専修（音楽）	高等学校専修（音楽）
人間科学研究	人間科学専攻	中学校専修（理科）	高等学校専修（理科）

科		
---	--	--

第7章 入学、退学、休学、留学及び再入学

第21条 本大学院修士課程又は博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (6) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者
- (7) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (5) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

3 入学に関する規程は、別に定める。

第22条 休学、復学又は退学を希望する者は、その理由を具し、保証人連署で願書を学長宛に提出し、その許可を得なければならない。

2 在学年数は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えてはならない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。ただし、修士課程又は博士前期課程においては通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えてはならない。また、休学を希望する者は、年度毎にその許可を得なければならない。

第22条の2 学生は、学長が承認した場合、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、在学期間に算入できる。

- 3 留学した大学の大学院での取得単位は、文学研究科、人間科学研究科又は音楽研究科の授業科目に準じて修士課程又は博士前期課程においては10単位を超えない範囲で認定することができる。
- 4 留学した大学の大学院で受けた研究指導は、文学研究科又は人間科学研究科の授業科目に準じて博士後期課程においてその一部を認定することができる。
- 5 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第22条の3 博士後期課程において第22条の規程によって退学した者が再入学を願い出た時は、審査の上、これを許可する事がある。

- 2 再入学の取扱いについては、別に定める。

第8章 外国人留学生、聴講生及び科目等履修生等

第23条 外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生の取扱いについては、別に定める。

第23条の2 本大学院の授業科目中、一部の科目の聴講を希望する者があるときは、当該研究科学生の学修に妨げのない限り、審査の上、聴講生として聴講を許可することがある。
2 聴講生の取扱いについては、別に定める。

第23条の3 本大学院の授業科目中、一部の科目について、単位を修得するための履修を希望する者があるときは、当該研究科学生の学修に妨げのない限り、審査の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生が、その履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、研究科委員会の議を経て単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

第23条の4 本大学院の授業科目中、一部の科目について、履修を希望する本大学学生には、当該研究科学生の学修に妨げのない限り、審査の上、その履修を許可することがある。

- 2 前項において修得した単位は、研究科委員会が当該学生の教育上有益と認めた場合に限り、本大学院入学後に授業科目の履修による修得単位として認定することができる。
- 3 前2項の取扱いについては、別に定める。

第24条 特別に定めのない限り、この学則を、外国人留学生に対しても適用する。

第24条の2 特別に定めのない限り、この学則を、聴講生に対しても適用する。

第24条の3 特別に定めのない限り、この学則を、科目等履修生に対しても適用する。

第9章 学費

第25条 学費は、別に定める規程による。

第10章 研究指導施設

第26条 大学院に学生のための研究室を置く。

2 大学の図書館及び研究所は、大学院学生も使用することができる。

第11章 厚生保健施設

第27条 大学の保健室、学生食堂、学生寮、運動施設その他の厚生保健施設は、大学院生も使用することができる。

第12章 賞罰及び除籍

第28条 人物及び学業が特に優秀な学生は、これを表彰する。

第29条 学則、規則等に違反し、又は本大学院の教育方針に反する行為があった者は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が処罰する。

2 前項の処罰の方法は、譴責、謹慎、停学及び退学の4種別とする。

3 退学処分は、次の各号の一に該当する者に対しこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、学生としての本分に反する行為のあった者

第29条の2 次の各号の一に該当する学生に対しては、除籍することがある。

- (1) 第22条に規定する在学年限を超える者
- (2) 休学の期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 所定の期間内に授業料等を納めず、3ヶ月を超えて、なお納めない者
- (4) 所定期間内に休学、復学、退学の手続きをとらず、3ヶ月を超えて、なお休学又は退学の手続きをしない者
- (5) 長期にわたり所在不明の者

第13章 自己点検・評価

第30条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、立学の目的を達成するため、自ら教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うための項目及び実施体制については別に定める。

第14章 研究生

第31条 博士学位取得者、大学院博士後期課程単位取得退学者およびこれらと同等の学識を有する者で、本学において研究指導を受けることを希望する者があるときは、研究科委

員会において選考の上、これを研究生とすることができる。研究生に関する取決めは別に定める。

第15章 心理相談室研修生

第32条 本大学院人間科学研究科臨床心理学分野博士前期課程を修了し、その後、引き続き心理相談室の事例担当の継続を希望する者がある時は、心理相談室運営委員会、人間科学研究科において審議の上、これを心理相談室研修生とすることができる。心理相談室研修生に関する取決めは別に定める。

附 則

この学則は、1965年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1980年4月1日から施行する。 (1980年4月1日改正)
- 2 改正後の第15条、第20条及び第23条の規定は、1980年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1983年4月1日から施行する。 (1983年4月1日改正)
- 2 改正後の第15条、第23条、第24条及び第25条の規定は、1983年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

この学則は、1984年4月1日から施行する。 (1984年4月1日改正)

附 則

この学則は、1985年4月1日から施行する。 (1985年4月1日改正)

附 則

この学則は、1986年4月1日から施行する。 (1986年4月1日改正)

附 則

この学則は、1987年4月1日から施行する。 (1987年4月1日改正)

附 則

この学則は、1988年4月1日から施行する。 (1988年4月1日改正)

附 則

この学則は、1989年4月1日から施行する。 (1989年4月1日改正)

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。 (1990年4月1日改正)

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。 (1991年4月1日改正)

附 則

この学則は、1991年7月1日から施行する。 (1991年7月1日改正)

附 則

この学則は、1992年4月1日から施行する。 (1992年4月1日改正)

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。 (1993年3月24日改正)

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。 (1993年4月1日改正)

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。 (1994年4月1日改正)

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。 (1995年4月1日改正)

附 則

この学則は、1995年7月26日から施行し、1995年4月1日から適用する。 (1995年7月26日改正)

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。 (1996年4月1日改正)

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。 (1996年5月29日改正)

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。 (1997年3月26日改正)

附 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。 (1997年4月23日改正)

附 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。 (1998年3月25日改正)

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。 (1999年3月24日改正)

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。 (1999年5月26日改正)

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。 (1999年10月27日改正)

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。 (2000年2月23日改正)

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。 (2000年3月22日改正)

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。 (2000年4月26日改正)

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。 (2001年2月28日改正)

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。 (2001年4月25日改正)

附 則

この学則は、2001年5月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。 (2001年5月23日改正)

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。 (2001年5月23日改正)

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。 (2002年2月27日改正)

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。 (2002年4月24日改正)

附 則

この学則は、2002年6月26日から施行し、2002年4月1日から適用する。 (2002年6月26日改正)

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。 (2002年12月18日改正)

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。 (2003年3月26日改正)

附 則

この学則は、2003年9月29日から施行する。ただし、第5条、第17条、及び第31条は、2004年4月1日から施行する。 (2003年6月25日改正)

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。 (2003年11月26日改正)

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。 (2004年3月24日改正)

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。 (2005年3月23日改正)

附 則

この学則は、2005年11月30日から施行する。 (2005年11月30日改正)

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。 (2006年3月22日改正)

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。 (2006年11月22日改正)

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。 (2006年12月20日改正)

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。 (2007年3月28日改正)

附 則

この規程は、2007年9月28日から施行する。 (2007年6月27日改正)

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者については旧学則を適用する。 (2007年6月27日改正)

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。 (2008年3月26日改正)

附 則

この学則は、2008年5月28日から施行し、2008年4月1日から適用する。 (2008年5月28日改正)

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。 (2009年3月25日改正)

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。 (2009年3月25日改正)

附 則

この学則は、2009年5月27日から施行し、2009年4月1日から適用する。 (2009年5月27日改正)

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。 (2010年3月24日改正)

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。 (2011年3月23日改正)

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。 (2012年3月28日改正)

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。 (2013年3月27日改正)

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。 (2013年7月24日改正)

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。 (2014年3月26日改正)

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。 (2014年4月23日改正)

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。 (2015年3月25日改正)

附 則

この学則は、2015年10月28日から施行する。 (2015年10月28日改正)

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。 (2016年3月23日改正)

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。 (2016年3月23日改正)

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。 (2017年3月22日改正)

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。 (2017年3月22日改正)

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。 (2017年12月20日改正)

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。 (2018年2月28日改正)

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。 (2019年1月23日改正)

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。 (2019年2月27日改正)

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。 (2020年1月22日改正)

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。 (2020年2月26日改正)

別表

1 文学研究科英文学専攻

博士前期課程

授業科目	単位数
学術論文執筆法	2
アメリカ研究 a	2
アメリカ研究 b	2
イギリス研究 a	2
イギリス研究 b	2
キリスト教学 a	2
キリスト教学 b	2
アジアの環境とその保全 I	2
アジアの環境とその保全 II	2
日本の環境とその保全 I	2
日本の環境とその保全 II	2
(英文学コース)	
英文学演習（詩） a	2
英文学演習（詩） b	2
英文学演習（小説） a	2
英文学演習（小説） b	2
英文学演習（劇） a	2
英文学演習（劇） b	2

米文学演習（詩） a	2
米文学演習（詩） b	2
米文学演習（小説） a	2
米文学演習（小説） b	2
英文学特殊講義 I a	2
英文学特殊講義 I b	2
英文学特殊講義 II a	2
英文学特殊講義 II b	2
米文学特殊講義 I a	2
米文学特殊講義 I b	2
米文学特殊講義 II a	2
米文学特殊講義 II b	2
比較文学演習 a	2
比較文学演習 b	2
英語翻訳（文学） a	2
英語翻訳（文学） b	2
(英語学コース)	
統語論演習 a	2
統語論演習 b	2
音韻論・形態論演習 a	2
音韻論・形態論演習 b	2
意味論・語用論演習 a	2
意味論・語用論演習 b	2
英語学演習 a	2
英語学演習 b	2
英語学特殊講義 a	2
英語学特殊講義 b	2
言語学特殊講義 a	2
言語学特殊講義 b	2
言語理論入門 a	2
言語理論入門 b	2

言語学基礎演習 a	2
言語学基礎演習 b	2
応用言語学 a	2
応用言語学 b	2
(通訳・翻訳コース)	
同時通訳演習 I a	2
同時通訳演習 I b	2
同時通訳演習 II a	2
同時通訳演習 II b	2
同時通訳演習 III b	2
逐次通訳演習 I a	2
逐次通訳演習 I b	2
逐次通訳演習 II a	2
逐次通訳演習 II b	2
通訳理論・教授法 I a	2
通訳理論・教授法 I b	2
通訳理論・教授法 II a	2
通訳理論・教授法 II b	2
翻訳演習 I b (ビジネス翻訳)	2
翻訳演習 I b (一般翻訳)	2
翻訳の理論と実践 I a	2
翻訳の理論と実践 I b	2
翻訳の理論と実践 II a	2
翻訳の理論と実践 II b	2
翻訳理論・教授法 I a	2
翻訳理論・教授法 I b	2
翻訳理論・教授法 II a	2
翻訳理論・教授法 II b	2
Public Speaking I b	2
Public Speaking II b	2
言語学基礎演習 a	2

言語学基礎演習 b	2
応用言語学 a	2
応用言語学 b	2
専門領域通訳特論（自然科学） I a	2
専門領域通訳特論（自然科学） I b	2
専門領域通訳特論（自然科学） II a	2
専門領域通訳特論（自然科学） II b	2
専門領域通訳特論（政治・経済） I a	2
専門領域通訳特論（政治・経済） I b	2
専門領域通訳特論（政治・経済） II a	2
専門領域通訳特論（政治・経済） II b	2
通訳実践特別講義b	2
翻訳実践特別講義a	2
通訳実習 I a	2
通訳実習 I b	2
通訳実習 II a	2
通訳実習 II b	2
通訳実技a	2
通訳実技b	2
比較文学演習a	2
比較文学演習b	2
(グローバル・スタディーズコース)	
国際地政学分析a	2
国際地政学分析b	2
国際社会と変化a	2
国際社会と変化b	2
グローバル・リーダーシップa	2
グローバル・リーダーシップb	2
国際ビジネスと起業a	2
国際ビジネスと起業b	2
国際研究プロジェクト I	2

国際研究プロジェクトⅡ	2
国際関係特論a	2
国際関係特論b	2
国際社会特論a	2
国際社会特論b	2
国際コミュニケーション特論a	2
国際コミュニケーション特論b	2
グローバル経済特論a	2
グローバル経済特論b	2
博士後期課程	
授業科目	単位数
博士論文執筆演習 I a	2
博士論文執筆演習 I b	2
博士論文執筆演習 II a	2
(英文学コース)	
英文学特殊研究 I a	2
英文学特殊研究 I b	2
英文学特殊研究 II a	2
英文学特殊研究 II b	2
米文学特殊研究 I a	2
米文学特殊研究 I b	2
米文学特殊研究 II a	2
米文学特殊研究 II b	2
(英語学コース)	
言語理論特論 a	2
言語理論特論 b	2
言語学特論 a	2
言語学特論 b	2
2 文学研究科比較文化学専攻	
博士前期課程	
授業科目	単位数

比較文化学総合演習 I a	1
比較文化学総合演習 I b	1
比較文化学総合演習 II a	1
比較文化学総合演習 II b	1
アジアの環境とその保全 I	2
アジアの環境とその保全II	2
日本の環境とその保全 I	2
日本の環境とその保全II	2
(A科目群)	
日本文化論a	2
日本文化論b	2
日本語学演習a	2
日本語学演習b	2
日本語学特殊講義a	2
日本語学特殊講義b	2
日本文学演習 I a	2
日本文学演習 I b	2
日本文学演習 II a	2
日本文学演習 II b	2
日本文学特殊講義 I a	2
日本文学特殊講義 I b	2
日本文学特殊講義 II a	2
日本文学特殊講義 II b	2
日本語学特殊研究b	2
日本文学特殊演習b	2
日本文学特殊研究a	2
日本史特殊講義a	2
日本史特殊講義b	2
日本史演習a	2
日本史演習b	2
(B科目群)	

授業科目	単位数
比較宗教学a	2
比較宗教学b	2
比較思想 I a	2
比較思想 I b	2
比較思想 II a	2
比較思想 II b	2
比較文化・文学 I a	2
比較文化・文学 I b	2
比較文化・文学 II a	2
比較文化・文学 II b	2
比較社会史a	2
比較社会史b	2
国際文化論 I a	2
国際文化論 I b	2
国際文化論 II a	2
国際文化論 II b	2
文化基礎論 I a	2
文化基礎論 I b	2
文化基礎論 II a	2
文化基礎論 II b	2
キリスト教学a	2
キリスト教学b	2
比較社会学特論a	2
比較社会学特論b	2
比較文化学特殊講義a	2
比較文化学特殊講義b	2
博士後期課程	
比較文化合同研究Aa	2
比較文化合同研究Ab	2
比較文化合同研究Ba	2

比較文化学合同研究Bb	2
比較文化学特殊研究a	2
比較文化学特殊研究b	2
比較文化学総合演習Ⅲa	1
比較文化学総合演習Ⅲb	1
3 人間科学研究科人間科学専攻	
博士前期課程	
授業科目	単位数
人間科学合同演習 I	2
人間科学合同演習 II	2
認知行動療法特論	2
臨床心理学特論 a	2
臨床心理学特論 b	2
臨床心理面接特論 I a (心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理面接特論 II b	2
投影法特論	2
心理療法特論	4
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
心身医学特論	2
臨床心理査定演習 I a (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
臨床心理査定演習 II b	2
臨床心理基礎実習	2
臨床心理実習 II	1
心理実践実習 I	1
臨床心理実習 I (心理実践実習 II)	1
心理実践実習 III	1
臨床心理地域実践実習 I (心理実践実習 IV)	3
臨床心理地域実践実習 II (心理実践実習 V)	3
臨床心理地域実践実習 III (心理実践実習 VI)	1
臨床心理家族文化特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2

臨床心理地域実践演習（心の健康教育に関する理論と実践）	2
産業臨床心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理学特別研究 I	4
臨床心理学特別研究 II	4
社会心理学特論	2
認知心理学特論	2
生涯発達心理学特論	2
人間情報処理特論	2
人間行動学演習 I	4
人間行動学演習 II	4
人間行動学特別研究 I	4
人間行動学特別研究 II	4
環境科学特論 I	2
環境科学特論 II	2
動物生態学特論	2
植物生態学特論	2
環境分子生物学特論	2
分析化学特論	2
溶液科学特論	2
基礎物理化学特論	2
環境社会学特論	2
環境科学演習 I (A～F)	4
環境科学演習 II (A～F)	4
環境科学特別研究 I	4
環境科学特別研究 II	4
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
細胞生物学特論	2
食品分子機能学特論	2
食品基礎科学特論	2

応用生命科学特論		2
健康科学演習 I		4
健康科学演習 II		4
健康科学特別研究 I		4
健康科学特別研究 II		4
アジアの環境とその保全 I		2
アジアの環境とその保全 II		2
日本の環境とその保全 I		2
日本の環境とその保全 II		2
人間科学特別講義 I		2
人間科学特別講義 II		2
人間科学特別講義 III		2
人間科学特別講義 V		2
専門領域通訳特論（自然科学） I a		2
専門領域通訳特論（自然科学） I b		2
専門領域通訳特論（自然科学） II a		2
専門領域通訳特論（自然科学） II b		2
統計法特論		2
情報科学特論		2
キリスト教学 a		2
キリスト教学 b		2
ESD特論		2
博士後期課程		
授業科目		単位数
人間科学合同演習		2
人間科学特別講義 A		2
人間科学特別講義 B		2
人間科学特別講義 Ca		2
人間科学特別講義 Cb		2

4 音楽研究科音楽芸術表現専攻

修士課程

授業科目	単位数
音楽表現総合研究 I	4
音楽表現総合研究 II	4
キリスト教音楽	2
作品分析A	2
作品分析B	2
歌曲研究A	2
歌曲研究B	2
楽書講読 I	4
楽書講読 II	2
指導法研究A	2
指導法研究B	2
キリスト教学a	2
キリスト教学b	2
オーケストラ特別実習 I	2
オーケストラ特別実習 II	2
ウインド・オーケストラ特別実習 I	2
ウインド・オーケストラ特別実習 II	2
室内楽特別実習 I	2
室内楽特別実習 II	2
副専攻特別実習	1
創造芸術特論 I	2
創造芸術特論 II	2
演奏芸術特論 I	2
演奏芸術特論 II	2
作曲実技 I	4
作曲実技 II	4
声楽実技 I	4
声楽実技 II	4
器楽実技 I	4
器楽実技 II	4

副論文制作 I	2
副論文制作 II	2

○大学院委員会の審議事項に関する取決め（神戸女学院大学大学院学則第13条第1項第3号関係）

2015年3月2日

学長制定

(審議事項)

第1条 神戸女学院大学大学院学則第13条第1項第3号に規定する学長諮問事項について、次のとおり定める。

- (1) 大学院の学則及び諸規程に関する事項
- (2) 任用教員及び委嘱教員の任免に関する事項
- (3) 大学院の教育課程に関する事項
- (4) その他、大学院の教育研究及び教育研究施設に関する重要な事項

(規程の改廃)

第2条 この取決めに関する改廃は、大学院委員会の意見を聞き、学長が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。